

令和2年5月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年5月8日（金）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が5月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員
8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

4番 藤嶋 祐美 委員 7番 柳井 博之 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第31号 農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 議案第32号 臼杵市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の制定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

会 長 まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は4番 藤嶋 祐美委員、7番 柳井 博之委員が欠席となっており、出席数は10名となっております。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号8番 城野 幸司委員と、議席番号9番 陶山 秀明委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページとなります。
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年5月8日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、田 317㎡ 外2筆 合計537㎡ を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、田 228 m² 外 1 筆 合計 413 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、田 366 m² 外 6 筆 合計 2,913 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 3 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思えます。4 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

内藤委員 私、内藤より、4 月 24 日に実施しました議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は 2 筆の田で、現在水稻が栽培されています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は 2 筆の田で、現在水稻が栽培されています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は7筆の田で、荒廃していましたが機械を使用して解消作業が進んでいます。許可後はカボスの栽培を行うとのこと。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 本日はコロナ対策のため、農地委員さんは参加しておりませんので、農地委員さんによる調査報告は省かせていただきます。ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和2年5月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号1、田 786㎡ について、貸駐車場として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、4条申請1件については、立地基準及び一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。以上4条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀 委員 私、堀より、4月24日に実施しました議案第28号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、貸し駐車場として利用するものです。

申請地は1筆の田で、最近まで市が借り上げ、地区の児童公園として使用されてきました。現在は遊具等が撤去され、更地の状態になっています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 7 ページとなります。

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 5 月 8 日 白杵市農業員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 69 m² 外 1 筆 合計 154 m² を、所有権の移転を行い、駐車場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 142 m² 外 1 筆 合計 249 m² を、所有権の移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀委員 私、堀より、4月24日に実施しました議案第29号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 5 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 5 号）「令和 2 年 5 月 8 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和 2 年 4 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの合計で説明します。田については、17,096 m² 15 筆、畑については、9,490 m² 12 筆です。合計面積は 26,586 m² 27 筆となります。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 15 名に対しまして、借り手は 7 名となります。2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年 5 月 8 日公告予定の農用地利用集積計画（第 5 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、議案第31号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11ページです。
議案第31号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。
令和2年5月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次長 これについても別冊の農用地利用配分計画案で説明します。
1ページ、2ページを一括で説明します。畑9筆 合計面積 3,630㎡ を、配分するものです。
次に、3ページ、4ページとなります。畑1筆 1,080㎡ を、配分するものです。
以上、2件の配分計画についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第31号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、追加議案第 32 号 臼杵市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 32 号 臼杵市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の制定について、臼杵市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の制定について、別紙のとおり承認を受けたいので提案する。
令和 2 年 5 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

この議案につきましては、3 月 27 日の理事会、4 月 7 日定例総会の協議において基本同意を得まして、今回議案として提案するものです。
内容については、要点のみを説明します。

第 2 条、対象者は、「農業の担い手又は新規就農者であって」、農地を借受けようとする者としていますが、対象者は、「営農目的で耕作放棄地を解消し」、農地を借受けようとする者に訂正を致します。

第 3 条、対象地は、優良農地で永年耕作放棄され、草刈り作業が必要な農地で、利用権設定 5 年以上か中間管理機構による配分を受ける農地。

第 4 条 補助率については、事業費の 1/3 以下としております。
以上、簡単ではございますが、要綱の制定についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより、議案第 32 号 臼杵市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の制定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第 32 号 臼杵市耕作放棄地解消事業補助金交付要綱の制定については、原案どおり承認することに決定致しました。
以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。